

令和3年3月

# 第3回和光市教育委員会定例会会議録

和光市教育委員会

## 令和3年第3回和光市教育委員会定例会日程

令和3年3月25日（木曜日）午後1時30分開会

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 教育長の報告

日程第3 付議案件

- (1) 議案第 7号 和光市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱を定めることについて
- (2) 議案第 8号 和光市教育支援センター長設置要綱を定めることについて
- (3) 議案第 9号 和光市教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則を定めることについて
- (4) 議案第10号 和光市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を定めることについて
- (5) 議案第11号 和光市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程を定めることについて

日程第4 協議・報告事項

- (1) 令和3年度和光市立小・中学校一般教職員人事異動について（非公開）
- (2) 入学式お祝いのことばについて
- (3) 青少年問題協議会条例改正報告・今後の運営方針について
- (4) 総合体育館指定管理運営状況・指定管理者選定委員会設置要綱策定について

日程第5 その他（教育委員諸報告・事務局報告など）

出席委員（5名）

教育長	大久保 昭 男
教育長職務代理者	山 田 実
委 員	山 下 玲 子
委 員	村 中 秀 人
委 員	牧 江利子

---

欠席委員（なし）

---

議事参与者

教育委員会事務局教育部長	結 城 浩一郎
〃 次長兼教育総務課長	前 島 祐 三
〃 次長兼学校教育課長	佐 藤 真 二
〃 生涯学習課長	茂 呂 あかね
〃 スポーツ青少年課長	高 橋 契 将
〃 学校教育課主幹	辻 英 一
〃 教育総務課主任	鈴 木 裕 子

---

傍聴人（なし）

開会 午後 1時30分

○大久保教育長 開会に当たり、御挨拶申し上げたいと思います。

関東地方の桜の開花も、本当に例年にない速さで、ここから見える桜もほぼ満開の状況です。首都圏の緊急事態宣言も決して収束の状況ではありませんが、解除となりました。行楽シーズンをこれから迎えるに当たって、再びの感染が拡大しなければいいなどというふうに祈るのみであります。

さて、令和2年度も残りわずかになってまいりました。各学校においては、中学校が15日に、小学校が昨日、卒業証書授与式が行われました。後ほど学校教育課のほうからも報告があると思います。卒業する児童・生徒には、この1年間の様々な出来事や経験、これをしっかりと踏まえて、次へのステップに役立てていただければなというふうに思っております。

それでは、これより令和3年第3回和光市教育委員会を開会いたします。  
次第に従って進行してまいります。

---

#### ◎会議録署名委員の指名について

○大久保教育長 日程第1、会議録署名委員の指名について。

署名委員を村中委員さん、よろしく申し上げます。

---

#### ◎教育長の報告

○大久保教育長 次に、日程第2、教育長の報告。

資料1のほうを御覧ください。

3月1日月曜、定例校長会の開催、また定例市議会、議案に対する質疑が行われました。

2日、北原小学校の横断歩道確認、また議会各委員会挨拶を行っております。

4日、交通安全横断幕の贈呈式、これは毎年、朝霞地区交通安全協会から贈呈されるものであります。それから公民館運営審議会の事前説明を受けました。

5日金曜日、第27回新型コロナウイルス対策本部会議を開催しております。

8日月曜、定例会市議会一般質問、第1日目です。

9日火曜、同じく2日目、一般質問です。その後、GTECの中学校分析会を行いま

した。このGTECというのは、令和2年度に予算化をして、小学校5年生と中学校2年生の英語の4技能、聞く、読む、話す、書くという4技能についての検定試験です。この結果が出ましたのでその分析会を行いました。非常に和光の小学生、中学生とも、全国で上位のレベルですばらしい成績でありました。また、このGTECについては、令和3年度についても検定を行っていく予定です。

10日水曜、定例教頭会議、下新倉小、大和中学校の訪問を行っております。

11日木曜、定例市議会一般質問の3日目です。

12日金曜、一般教職員の内示資料受領を行いました。定例市議会の一般質問、4日目です。

15日月曜、中学校卒業証書授与式。

16日、学校給食協会の議案事前説明を受けました。新採用教職員の面接を行っております。

17日水曜、定例市議会委員長報告・質疑が行われました。

18日木曜、定例市議会討論・採択の後、閉会しました。その後、第28回新型コロナウイルス対策本部会議が行われました。またその後、市職員の人事異動の内示がありました。さらに、市長・副市長と教育部長と共に、教育施設に関する協議を行っております。その後、転入教職員の面接を行っております。また、学校給食協会人事内示を行いました。

19日金曜、学校給食協会理事会を開催しました。また転入教職員の面接を行っております。

22日月曜、あいおいニッセイ同和損保との包括協定に出席しました。その後、川内選手の講演会がありました。市内の大和中学校と第三中学校の生徒、そして和光国際の陸上部の選手たちが一緒に講演を聞きました。

23日火曜、文化財保護委員会を開催しました

24日、小学校の卒業証書授与式、管理職の内示資料受領、社会教育委員会議を行っております。

本日ですけれども、午前中、防犯ブザー贈呈式がございました。これは1年生に防犯ブザーを配布するわけですが、毎年トラック協会から贈呈いただいています。それから第3回定例教育委員会、この後、教育委員会表彰式を予定しております。また、教育支援センターのセンター長面接、学年末校務報告を受ける予定です。

29日月曜、転入教職員面接、それから学年末校務報告を予定しております。

30日火曜、学校給食協会の評議委員会、学年末校務報告を予定しております。

31日水曜、学校給食協会退職辞令交付式、その後、市退職者の辞令交付、その後、市内転補者離任新採用職員辞令受領、その後、県費退職者の辞令受領を行う予定です。

以上です。

特に御質問なければ、よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○山田委員 18日、市長さんたちと教育施設の協議をされたということなんです。内容等、よければ。

○大久保教育長 部長。18日の市長、副市長との協議の中身について報告いいですか。

○結城部長 これにつきましては、学校の施設の個別計画がございます。その中で、一番早いものとして、令和8年度を目途に第三小学校の校舎が更新ということになります。現状を見ますと、第三小学校は約半分ぐらい土地の取得はしているんですけども、いまだ国の部分、それからあと2か所、民間の方にお借りしている部分がありますので、まずそれを取得しなければいけないということで、少なくとも今年からそれに向けて、従前からやっているんですけども、本格的にまず取得、それから校舎といっても、従前と違って、市全体の考え方としては、多機能型ということが前提になっておりますので、そういうことも含めてやるには、教育委員会内にプロジェクトチームのようなものをつくって推進する必要があるということで、今後その土地の交渉も含めて、学校を造るですとか、財産の取得というのは市長の専権事項ですので、教育委員会には本来権限がないわけですので、そういう権限の関係なんかも含めて、今後どういう組織をつくっていくかということで、市長、副市長を交えて話合いまして、方向としては教育委員会にそういう権限を委任するか、補助執行するか、どちらかを選ぶんだと思うんですけども、組織を充実して行って、早いうちにそういう準備をしていくというようなことで、共通認識ということで確認をしたところでございます。

実際に、組織ということになりますと、令和4年度以降ということになるろうかと思えます。そういうことで協議いたしました。

○大久保教育長 ほかになければ、次に進みたいと思います。

---

#### ◎付議案件

○大久保教育長 それでは、次に日程第3、付議案件ですが、本日審議をいただく案件です。

1、議案第7号 和光市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱を定めることについて、それは資料2です。次に、議案第8号 和光市教育支援センター長設置要綱を定めることについて、資料3。議案第9号 和光市教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則を定めることについて、資料4です。議案第10号 和光市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を定めることについて、資料5。議案第11号 和光市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程を定めることについて、資料6。この5件になりますので、よろしくご審議をお願いします。

それでは、最初に議案第7号 和光市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱を定めることについてを議題として、学校教育課から説明をお願いします。

○佐藤次長 それでは、議案第7号 和光市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱を定めることについて御説明いたします。

資料2を御覧ください。改正箇所は2点でございます。

1点目は、表中第2条第1項第3号についてです。これは、対象者の決定に影響が生じないようにするため、給与所得及び公的年金等所得のいずれかがある者については、合計所得金額から10万円を控除すること、また世帯所得算出方法を国民健康保険料と同様、世帯員の当該額がゼロ円を下回るときはゼロ円といたします。

この改正については、次年度より税制の改正によって本年度と同じ所得であっても、結果的に合計が10万円上がってしまうこととなります。そうすると、これまで認定者だった方が非認定になってしまう可能性が出てきてしまうため、それを避けるために10万円を控除することにしたものでございます。

続いて、裏面の別表第2については、GIGAスクール構想による1人1台タブレットが支給され、オンライン学習が開始されることにより、オンライン学習費を支給費目に追加いたしました。この先、状況に応じてオンライン学習が必要になった場合に支給することといたします。

改正箇所2点でございます。御審議よろしくお願いたします。

○大久保教育長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

ただいまの説明で、何か御意見、御質問等がございましたらお願いします。

はい、どうぞ。

○山田委員 メールでも送らせていただいたんですけども、「それぞれ」の位置が、僕の理解力が低いのかもしれないんですけども、先に「それぞれ」をつけちゃうと、その「それぞれ」のまとめでの合計みたいな、そういうふうに理解してしまうんじゃないかなと思うんです。また後で合計があるわけですね。だから表現としてどうなのか。

○佐藤次長 こちらにつきましては、政策法務のほうで確認していただいた中でそこに位置づけられたものとなります。

○大久保教育長 法務担当に全てこういったものはチェックをしてもらって。

○山田委員 間違いはないですね。

○大久保教育長 ほかによろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 それでは、特に御質問等がなければ、質疑を終了させていただきます。採決します。

議案第7号 和光市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱を定めることについては、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大久保教育長 異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第7号 和光市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱を定めることについては、原案のとおり承認されました。

次に進みます。

議案第8号 和光市教育支援センター長設置要綱を定めることについてを議題として、学校教育課から説明をお願いします。

○佐藤次長 それでは、議案第8号 和光市教育支援センター長設置要綱を定めることについて御説明いたします。

資料3を御覧ください。

和光市教育支援センターは、令和2年度より条例による設置を施行しております。この条例に基づいて令和3年4月1日から、教育支援センター長を採用するために、この案を提出するものでございます。

簡単に説明をさせていただきます。

趣旨。



第1条、この要綱は、和光市教育支援センター条例施行規則の第2条第1項第1号の規定に基づき設置するセンター長の任用に関し、必要な事項を定めるものとする。

職務。

第2条、センター長は、次に掲げる業務に従事する。

1、教育支援センターの業務を統括し、所属職員を管理監督すること。2、教育支援センターの業務に関する学校及び教育委員会との連絡調整に関すること。3、前2号に掲げるもののほか、教育委員会がセンター長の職務として必要と認める業務。

任命。

第3条、センター長は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、教育委員会が任命する。

1、センター長としての職務を十分理解し、積極的に取り組む意欲があること。2、人間性が豊かで地域の人からの信頼と人望があること。3、事業の統括及び所属職員の管理監督等、組織マネジメント力とともに、学校教育等についての知識経験を有すること。4、心身ともに健康で、職務遂行に支障がないこと。

第2号、センター長は、非常勤の会計年度任用職員とする。

勤務時間等。

第4条、センター長の勤務日は、原則として月曜日から土曜日までの間で週3日以内とする。

第2号、センター長の勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時30分までの間で、1日7時間45分以内とし、週23時間15分以内とする。

第3号、センター長の勤務日、勤務時間又は休憩時間の割り振りは、教育委員会が定める。

庶務、その他につきましては、省略をさせていただきます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○大久保教育長 ありがとうございます。

それでは、説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

はい、どうぞ。

○山田委員 第3条の(3)の学校教育等についての知識経験を有することとありますけれども、これはセンター長は教育経験者がふさわしいということによろしいんですか。そういう専門的な方もいらっしゃると思うんですが、やっぱりこういう組織であるので、

そういう経験をされた方ということがふさわしいのか、そのへんを確認したいと思いません。

○佐藤次長 センター長については、公募ではなくて、学校経験者、行政経験者の中から、面接等を実施し採用をする予定でございます。

○大久保教育長 今般、今まで臨床心理士、公認心理師で働いていた方を任期付職員として採用しましたので、1年ごとの会計年度ではなく、任期付きの正式な職員として採用しています。その人材を中心に基本的に活動してもらおうということであります。

○山田委員 ありがとうございます。

○大久保教育長 ほかにございますでしょうか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 特に御質問等がなければ、質疑を終了します。

採決します。

議案第8号 和光市教育支援センター長設置要綱を定めることについては、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大久保教育長 異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第8号 和光市教育支援センター長設置要綱を定めることについては、原案のとおり承認されました。

次に進みます。

議案第9号 和光市教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則を定めることについてを議題として、学校教育課から説明をお願いします。

○佐藤次長 では、議案第9号 和光市教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則を定めることについて御説明いたします。

資料4を御覧ください。

先ほどもお話ししましたが、このたび教育支援センターの充実を図るために、センター長を配置いたします。それとともに、学校教育課教育支援センター主査を任期付職員として採用し、副センター長扱いとして配置予定でございます。本議案は、その職員を配置するために提出するものでございます。

変更箇所は、表中第2条第3項で、「ソーシャルワーカー、補助指導員」としていたところを「スクールソーシャルワーカーその他必要な職員」と改正することによって、任期付職員を配置できるようにするものでございます。

なお、副センター長につきましては、これまで会計年度任用職員として和光市で10年以上臨床心理士として勤務していただいた相談員を採用予定でございます。御審議よろしくをお願いいたします。

○大久保教育長 説明が終わりましたので、それでは質疑に入りたいと思います。

はい、どうぞ。

○山田委員 9、10、11、全てに関係してくるんですが、上から5行目の次の表中下線又は太線の表示とあるんですが、太い部分はどこを見てもないので、これが必要なのか、それともこういう様式になっているのか、どうなんでしょうか。

○佐藤次長 これも基本的に政策法務のほうで扱っている内容となります。

○大久保教育長 結城部長。

○結城部長 これは、法制執務の改正の仕方、こういう新旧対照方式と、それから従前の改め方式という2種類ございます。改め方式というのは、全部言葉で、これをこれに改めるとか、何条を削除するとかという書き方なんですけれども、多分10年ぐらいになると思うんですけれども、なかなか改め方式ですと専門家しか分からないということで、基本的に和光市では、こういう新旧対照方式に変えたときに、全文の説明をこの様式でいくということによって決まっておりますので、どういう形にしる、この太線という言葉で表現しているためにこうなっています。この下線部が太線という定義で書いておりますので、太くはないんですけれども、一応太線という御理解でお願いしたいと思います。

○山田委員 決まった様式になっているということですね。

○結城部長 そうですね。決まり文句になっております。

○山田委員 はい、分かりました。

○大久保教育長 ほかによろしいですか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 それでは、特に御質問等がなければ、質疑を終了させていただきます。

採決します。

議案第9号 和光市教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則を定めることについては、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大久保教育長 異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第9号 和光市教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則を定めることについては、原案の

とおり承認されました。

次に、議案第10号 和光市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を定めることについてを議題として、生涯学習課のほうから説明をお願いします。

○茂呂課長 それでは、議案第10号 和光市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を定めることについて御説明いたします。

資料5を御覧ください。

こちらにつきましては、和光市わこうっこクラブ設置及び管理条例が制定されたことから、事務局の組織、事務分掌に関し、必要な事項を定めるため改正を行うものでございます。また、併せて文化財保護担当の分掌事務について、文字に書かれた「史料」以外にも、土器や民具など幅広く取り扱っていることから、「資料」に変更するため、この案を提出するものであります。

改正部分は、第2条の第2項と第3条となります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○大久保教育長 ありがとうございます。

生涯学習課の説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

この改正前、改正後を見ていただいて、設管条例で「わこうっこクラブ」が位置づけられたということで、ここに新たに加筆されると。もう一つは文字の修正というところ  
です。

(発言する者なし)

○大久保教育長 それでは、特に御質問等がなければ、質疑を終了させていただきます。  
採決します。

議案第10号 和光市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を定めることについては、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大久保教育長 異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第10号 和光市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を定めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、議案第11号 和光市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程を定めることについてを議題として、これも生涯学習課からお願いします。

○茂呂課長 それでは、資料6を御覧ください。

議案第11号 和光市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程を定めることについて御説明いたします。

こちらにつきましても、和光市わこうっこクラブ設置及び管理条例が制定されたことから、生涯学習課長の専決事項に関し、必要な事項を定めるものであります。

また、既に専決事項としております社会教育に関する事項に加えまして、現状の分掌事務であります「生涯学習の推進に関すること」、また「文化財の調査及び保護に関すること」、「資料の収集及び整理に関すること」について加えるため、この案を提出するものであります。

改正部分は、第7条、第3項の(3)～(6)となります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○大久保教育長 ありがとうございます。

生涯学習課の説明が終わりましたので、質疑をお願いしたいと思います。

課長等の個別専決事項が従来より増えたということです。中身としては(3)、それから(5)、(6)。(4)については、先ほどの設管条例です。

(発言する者なし)

○大久保教育長 特によろしいでしょうか。

それでは、御質問がなければ、質疑を終了します。

採決します。

議案第10号 和光市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程を定めることについては、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大久保教育長 異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第11号 和光市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程を定めることについては、原案のとおり承認されました。

それでは、以上で議案については終わりにしたいと思います。

---

### ◎協議・報告事項

○大久保教育長 次に、日程第4に移ります。協議・報告事項に進みます。

本日の協議・報告事項は、1つ目は令和3年度和光市立小・中学校一般教職員人事異動についてですが、これは人事案件ですので、非公開でお願いしたいと思います。後ろ

のほうに回したいと思います。

次に、(2) 入学式お祝いのことばについて、これは資料7。これについて学校教育課からお願いします。

○佐藤次長 では、令和3年度入学式について説明をいたします。

初めに、資料9を御覧ください。

4月8日、入学式。小学校は午前中、中学校については午後には実施しますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、卒業式同様、規模を縮小して行います。具体的には参列は新入生及び教職員、保護者1名。来賓、在校生はなし。時間は短縮して30分から40分から50分程度での実施とします。市長、教育委員会のお祝いの言葉は、今回も印刷して配布、国歌については音楽のみ、その他の内容については学校で検討して実施。ただし、あまり学校間で差がないようにということで、情報交換しながらやることになっております。

それでは、資料7にお戻りください。

例年、教育委員会としてお祝いの言葉を届け、それが式の中で読まれますが、先ほどもお話ししたとおり、今回は印刷配布とさせていただきます。内容については、例年に倣った内容ですので、改めてお読みはいたしません、小学校9校、中学校3校に事前に届けて、校長の式辞と内容が重ならないように配慮する予定でございます。

事前に山田委員から、ご指摘いただいた小学校で「これから」というのが2つ重なっている部分を一つ取り、「終わりに」というのを「結びに当たり」ということで直させていただきたいと思います。初めの部分で小学校と中学校の言葉が違う部分も、同じにさせていただきたいと思います。それ以外に何か御意見ありましたらお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

○大久保教育長 幾つか修正が入っておりますけれども、特に最初の出だしの部分、小・中とも同じような文言でということです。

ほかにございますか。

村中委員さん。

○村中委員 3行目の、本日令和3年度和光市立何とか中学校入学式が挙行されましたことに、何か言葉が強くないですか。この挙行というのはそんなにポピュラーに使うんですか。

(「儀式では」との声あり)

○村中委員 何か、こういう時期だから挙行という言葉じゃなくて、何かもうちょっと柔らかい言葉ないですか。

○大久保教育長 儀式的行事にはこういう言葉を使っています。卒業証書授与式を挙行するとか。成人式も挙行ですね。

ほかにいかがでしょうか。

「終わりに」は「結びに」になるんですね。

○佐藤次長 はい。

○大久保教育長 そうですね。

それでは、修正が入ったところを修正して、学校のほうに届けたいと思います。

どうぞ。

○山下委員 1点だけ確認なんですけれども、冒頭の部分は小学校に合わせるのか、中学校に合わせるのか。

○佐藤次長 小学校に合わせます。

○山下委員 そのほうがよいかと思いました。というのは、「1年生の皆さん、御入学おめでとうございます。今日から」の流れのほうが多分よいかと思いましたので、ありがとうございます。

○大久保教育長 あとはよろしいですか。

どうぞ。

○山田委員 中学校の一番最後のほうの「御尽力」という、小学校のほうは「お力添え」という表現なんですけど、「お力添え」のほうが。

○佐藤次長 小学校に合わせたいと思います。

○大久保教育長 合わせましょう。

よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、次が青少年問題協議会条例改正報告、それから今後の運営方針等について、スポーツ青少年課長からお願いします。

○高橋課長 資料8を御覧ください。

和光市青少年問題協議会条例改正報告をさせていただきます。

上位法となる地方青少年問題協議会法が平成26年4月1日に改正されたことに伴いまして、和光市では、当該団体の在り方、会議運営の開催方法、組織体制の見直しを検討委員会で協議させていただきまして、実情に合った内容に条例の見直しを行いました。

令和3年3月議会に条例改正案の議案提出させていただきましたが、原案のとおり議決承認をいただきましたことを報告させていただきます。

なお、内容については、前回、委員の皆様にご提出させていただいた内容と変わっておりません。

この改正内容につきましては、市のホームページに掲載するとともに、各委員の任命、事務手続を整えまして、新たな年度、令和3年度から協議会を開催してまいります。

以上です。

○大久保教育長 この条例については、3月の定例市議会で可決しておりますので、報告になります。

よろしいでしょうか。

○山田委員 この太線は、様式が同じということですね。

○大久保教育長 それでは、次に総合体育館の指定管理運営状況、指定管理者選定委員会設置要綱の策定について、同じくスポーツ青少年課長から説明をお願いします。

○高橋課長 資料9を御覧ください。

和光市総合体育館指定管理者選定委員会設置要綱について報告させていただきます。

総合体育館においては、開館当初から指定管理者による施設の管理運営を行ってまいりましたが、令和3年度をもって第3期指定管理期間が終了することから、令和4年度からの総合体育館指定管理者選定委員会を設置させていただくために、この要綱を制定しようとするものでございます。

当該委員会の委員構成については、教育部長、企画部長、総務部長、併せまして、体育施設並びに経営等に関し専門的な知識・経験を有する者として、6名以内で委員を構成する予定でございます。

また、教育委員会が任命、または委嘱する者として、教育長には委員長を担っていただく予定でございます。

委員となる期間については、総合体育館の指定管理者を指定する日までとし、会議は委員長が招集するものとして、複数回開催する予定としております。

なお、事務処理については、スポーツ青少年課において処理するものとして、設置要綱を制定しようとするものです。

以上です。

○大久保教育長 これは、和光市総合体育館の指定管理者を選定していくための委員会を



これから設置していくということについての要綱です。

御質問ありましたらお願いします。

○山田委員 任命と委嘱とあるんですけども、部長さんが任命になるんですか。その分け方を、すみません。

○高橋課長 ご指摘いただきました「任命し、又は委嘱」という表記ですが、第2条で当該委員会のほうは、委員6名以内をもって組織するとしており、委員には和光市行政側から教育部長、企画部長、総務部長の3名、和光市行政に属していない外部からの委員といたしまして、体育施設に関し専門的な知識を有する者、また経営等に関し専門的な知識を有する者としております。

よって、和光市行政側から選出する委員については任命、和光市行政以外の民間など外部から来ていただく委員については委嘱という形になります。

○大久保教育長 よろしいですか。

ほかになれば、報告事項については終わりたいと思います。

---

#### ◎その他（教育委員諸報告・事務局報告など）

○大久保教育長 それでは、次に日程第5にいきます。

その他、教育委員さんのほうから諸報告、さらには事務局報告のほうに進んでまいります。

初めに、教育委員さんから報告等がございましたらお願いします。

どうぞ、山田委員さん。

○山田委員 コロナの感染のために、いろいろ学校でも制限をされていて、生活自体の様式も変わって、あまり運動する機会が皆さんなくなっていると思うんです。やっぱり健康管理は大事なことだと思いますので、もちろん市民の方の運動の機会とか、本市も「一市民一スポーツ」とうたっておりますけれども、そういうところでも考えて、どういう施策があるのか。学校では運動の機会が少なくなっているところをどう子どもたちの健康管理をしていくのかという方針というか、そういうものがあればお聞かせいただきたいと思います。

○大久保教育長 スポーツ青少年課長と、それから学校教育課長のほうから、ちょっとそのへん。市民のスポーツ、健康に関わって、高橋課長。

○高橋課長 まず、スポーツ青少年から説明させていただきます。

本市スポーツ推進計画の理念といたしまして、スポーツを行うことによる心と体、両面にわたる効果、またスポーツを通じて家族や地域間のコミュニケーションを向上させようという形の中で、地域の活性化、健康で快適なまちづくりが形成されることが考え、スポーツを通じて、健康で人生を豊かに送れることを実現するためとしているところです。新型コロナウイルスの関係で、変異型の感染症が収束することがまだ難しい状況であると考えておりますが、絶えず変化するウイルスと今しばらく共存する形であろうと考えております。

今後、感染症の状況を注視しながら、市民の皆様の命、安全、健康を守ることが最優先と考えております。この1年余りで培ったコロナに対する経験、新しい生活スタイルを重視しながら進めていかなければならないと思っておりますが、和光スポーツアイランドが来年度、令和3年4月1日からスポーツ青少年課に移管されて全面オープンになります。また、総合体育館等指定管理者によるスポーツ施設、また既存の体育施設、レクリエーション広場等を利用しながら、皆さんがスポーツをする、見る、支える事業に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○大久保教育長 学校教育課関係、お願いします。

○佐藤次長 コロナ禍ではありますけれども、学校では体育の授業は基本的には通常どおり行われております。ただ、柔道とマットは実施していません。中学校の部活動ですが、1月8日の緊急事態宣言発令後も、少人数で感染リスクの少ない活動で短時間でということを実施していたんですけれども、県内の学校でもクラスターが発生したことから、2月16日からは全面中止の指示が出て、1か月ほど中止をしておりました。ただし、3月9日からは段階的試行ということで、今少しずつ練習を始め、春休み中、練習試合等も含め、徐々に進め出しているところです。今後また感染状況が大きく変わらない限りは、このように注意しながら進めています。

○山田委員 先日、テレビで、練馬区で健康体操みたいなものを進めて、こういう状況なので、やっぱり外で運動することができない、お年寄りはもちろんそうなんですけれども、椅子に座って行う体操を流しているんです。一日にそういう体操を少しするだけでも体の調子は違ってくると思いますので、和光市でもそういう独自の体操を進めるような企画があれば、市民の健康を守れるんじゃないかなというふうに思います。

○大久保教育長 課長、どうぞ。

○高橋課長 動画が見える状況であれば一番いいのですが、総合体育館においてもユーチューブ動画配信という形で、自宅でできる体操という形の動画配信を行っております。

○大久保教育長 どうぞ。

○茂呂課長 公民館の取組になりますが、総合体育館と同様に動画の配信を行って、皆さんに活動の状況を知っていただいたりしている事例がございます。また、坂下公民館では、動画ですと見られる方と見られない方がいらっしゃいますので、体操に関する資料を郵送する形で、知っていただくような取組を行っております。

また、南公民館には、中庭でラジオ体操を、密を避けた形で行っていただくなど、それぞれの館で工夫を凝らしながら活動できるような方法を考えております。

○山田委員 そのPR方法というのは、広報とかそういう一般的なツールで広報しているんでしょうか。例えば、自治会にそういう情報を送ったりもしているんですか。

○茂呂課長 自治会を通してお願いをする場合には、自治会連合会さんのほうに依頼をして進めなければいけないこともあるので、別途調整が必要かと思いますが、もし必要であれば、今後させていただきます。現在は、広報掲示板を活用して、周知をさせていただいているような状況です。

○山田委員 いろんな団体があるので、そういうところに広報していくことも必要かなと思いますので、せっかくやっているのを皆さんで取り組んでもらうほうが有効だと思いますので。

○茂呂課長 最近は新たに、LINEなど、新たなツールも活用して周知をさせていただいております。

以上です。

○大久保教育長 ほかにいかがですか。

何か、この間お気づきのこととか、御質問でも結構ですので、教育委員さん方のほうから。

○山田委員 卒業式で、昨年のはかまが多かったんですが、今年は少なかったように思うんですけれども。

○佐藤次長 基本的に、昨年度からはかまの着用は遠慮いただくということで年度当初からお願いはしています。昨日の卒業式では、数名着ていた子はいたようです。

○大久保教育長 小学校ですね。中学校は制服だから。そんなに派手にはなっていないですね。そのへんは親御さんの課題でもあるのかなと思います。華美にならないというと

ころでお願いはしていますので。

緊急事態宣言が解除になった後、中学校ではディズニーランドに行きたいとか、いろんな計画があって、そういう計画を立てた学校もあるんですけども、関東地方は延長になってしまいましたので、全部そういったものも計画ができないと。小学校は4校ぐらいあったかな。4校ぐらいは解除になってすぐ日光に日帰りで修学旅行に行くと。それから林間学校なんかもできていけませんので、学校によっては校庭でキャンプファイア、消防署に許可をもらってそういう取組とか、とにかく、それぞれの学校でできる範囲で何とか子どもたちにそういった経験をさせたいということで取り組んできている様子が見えられました。

また、県内は、結構地域には見学に行っていますけれども、県外に行く場合にはちょっとなかなか難しい部分もあるので、よく感染防止策を取ってということで許可をしてきた経緯があります。

あとは特にないですか、委員さん方のほうから。

牧さん、いかがですか。中学校関係で。

**○牧委員** 先ほどのディズニーランドも、先生たちが行かせてあげたいねという気持ちがあったみたいんですけども、子どもたちのほうが「いや、この状況じゃ行けないでしょう」と。諦めているんじゃないかと、この状況を冷静に見ているかなと思いました。その代わりに、大和中に関してはドッジボールをやったんですけども、それでもすごく楽しかったというので、大人がやってあげたいというか、やってあげているという、その過程を見せることが大事なのかなと思いました。だから、今年の中学3年生はかわいそうと言われてはいますが、いつもと違う視点からすると、すごく成長にはいい年だったのかなと思いました。自分の子どもが中3だったので、そう思ったんですけども、中学校は落ち着いていたかなと思います。スタートがあやふやというか、いつ始まったのって、クラスのまとまりがなく始まっていたのに、全体的に落ち着いていたので、それも先生たちの努力もあったんでしょうけれども、子どもたちの理解というか、そういうものもあったのかなと思いました。

**○大久保教育長** 確かに、制約が日常ですから、だんだんそういった制約に慣れてくる部分もあるんです。ですから、そういう中で経験してきたものというのは、これからウィズコロナの中にあっては非常に大切なことなのかなと思います。

村中先生がいらっしゃるので、NHKのニュースを聞いていましたら、コロナの治療

薬、日本で開発しているじゃないですか。国立感染症研究所ですか。どんなに早くても治療薬というは最低5年ぐらいかかってしまうらしいんです。

○村中委員 そうですね。安全性の問題なんです。ウイルスが増えないようにするとか、遺伝子レベルでブロックする、転写をブロックするとかいうのは、もう60年あまり出来上がっているのですが、ただ、それを今回のコロナウイルスに使った場合に、新しいウイルスに対する、だから安全性が問題で、この間、ある製薬会社ですごくよく効きそうな薬が開発されたらしいんですが、それも安全性が問題になったということじゃないですか。だから僕としては、ワクチンなんかよりもよっぽど頼れると思うんですけども、薬のほうが。難しいでしょうね。期待していますけれども。

○大久保教育長 ありがとうございます。

それでは、教育委員さん方からの報告はよろしいでしょうか。

山下委員、何かありますか。

○山下委員 特にありません。

○大久保教育長 それでは、次に事務局のほうから報告等、お願いしたいと思います。

初めに、教育部長のほうから議会関係について。

○結城部長 それでは、私のほうから、今月18日に閉会いたしました3月定例議会について、概要をお話ししたいと思います。

今3月定例議会では、当初上程された各会計の令和3年度当初予算など、23件の議案に加え、職員の分限処分の無効確認に関する訴訟の判決を受けまして、これを不服として、市側が控訴するための訴えの定義及びこれに係る訴訟費用を計上して、一般会計補正予算が追加上程されました。その後、国の3次補正予算が出まして、これを受けて、新型コロナウイルスワクチンの接種に係る経費及び平成30年に発生しました大阪府北部地震のブロック塀の倒壊を受けまして実施されたブロック塀の安全性の調査により改修が必要と判断されておりました第五小学校のちょうど白子川沿いのブロック塀、これは延長137メートルになるんですが、このブロック塀の改修につきましては、当時は速やかな予算措置が難しかったことから、現在応急的に、傾いた部分を一部撤去いたしまして、仮設フェンスで仮囲いをしている状況となっております。これにつきまして、このたび国の教育施設的环境改善対策交付金がつきまして、今後このブロックを全部撤去いたしまして、高性能ネットフェンスに改修する経費を新たに計上するなど、この議会に、当初に上程したものを含めると、3回の一般会計の補正予算を上程しまして、合わせて

26件の議案が上程されまして、全てが可決議了されております。

教育委員会に関するものにつきましては、先ほどスポーツ青少年課長から説明申し上げました、先般12月の教育委員会で御審議いただきました和光市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例を定めることについてがございましたが、こちらは無事可決しております。

また、3月の定例会に上程された補正予算につきましては、通常、年度末の不用額を減額補正するものが大半でございますけれども、また教育委員会においても、不用額について減額補正をしておりますが、今回G I G Aスクール構想における1人1台コンピューターの整備により、今度は一挙に大量のデータ通信が行われることから、これによって、要するに通信がなくなってしまうような輻輳が発生するおそれがございますので、輻輳が発生することで授業に支障を来さないように、円滑なインターネット環境を整備するために、インターネット環境の再編をするための経費を計上してございます。

現在、各学校のインターネット、外へ出る仕組みなんですけれども、いろいろセキュリティーの関係から、一回出たものが役所のサーバーに入って、一回役所のフィルターを通して役所から出ていくような仕組みになっておりますので、各学校で全員がインターネットを使うと全部役所に入ってきて、そうするとインターネットがパンクしちゃうということになりますので、今度はおのこの学校から直接外へ出るような仕組みに変わって行って、それに伴って学校側の個々のセキュリティーを強くするという整備でございます。その経費を計上したものでございます。

なお、先ほど申し上げたブロック塀とこちらのG I G Aスクール構想のネット環境の整備につきましては、今年度中に終わらないので、併せて繰越明許費ということで、完成が来年度になる予定でございます。

また、そのほかに一般会計の教育費の概要につきましては、ここで申し上げますと非常に長くなりますので、今後重点施策が出されますので、そこで説明したいと思います。

以上、非常に簡単ではございますが、今般の議会に上程された主な事項について説明申し上げます。以上でございます。

○大久保教育長 ありがとうございました。

今の議会関係の報告で何か御質問等がございましたら。

(発言する者なし)

○大久保教育長 よろしいですか。

それでは、次に教育総務のほうからお願いします。

○前島次長 教育総務課からは、何点か日程関係で御報告と、あと変更のお知らせをさせていただきますと思います。

机上に、令和3年和光市教育委員会定例会等日程ということで、表があると思います。

まず、6月の定例会です。6月の定例教育委員会につきまして、当初6月17日で開催予定しておりましたが、6月定例市議会の一般質問の日と重なったために、翌週の6月24日木曜日に変更させていただきたいと思います。場所は502会議室になります。

続きまして、9月です。9月の定例教育委員会につきましては、教職員人事異動方針努力事項について付議し、決定した事項について各学校長へ通知を配付する必要があることから、9月30日から前倒しし、これ木曜日ではないんですが、9月22日水曜日に変更させていただきたいと思います。ここだけ曜日が変わってしまうんですが、申しわけございません。503会議室になります。

続きまして、10月の定例教育委員会です。こちらは山口県で行われる全国都市教総会が予定と重なってしまったため、10月28日から10月21日木曜日に変更いたします。

定例教育委員会につきましては、この6、9、10の月が変更になりますので御注意ください。

続きまして、通知のほうもお手元にあると思います。令和3年度の朝霞地区教育委員会連合会理事会・総会の日程についてということで通知があると思います。理事会のほうは4月15日木曜日、そして総会のほうは4月21日水曜日ということで通知が来ておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、令和3年度埼玉県市町村教育委員会教育委員研究協議会の開催ということで通知が来ております。こちらは令和3年7月12日月曜日、時間は未定となっております。会場はさいたま市にあります埼玉会館ということで通知が来ておりますので、よろしく願いいたします。

最後になります。文科省の通知の市町村教育委員研究協議会、こちらですが、開催予定の通知もございましたので、裏面のほうの（4）市町村教育委員研究協議会のところになります。こちらのほうは後ほど御覧いただければと思います。オンライン開催になると思いますので、よろしく願いいたします。

私のほうから以上でございます。

○大久保教育長 ありがとうございます。

朝霞地区教育委員会連合会総会に行く際の配車はどういうふうに。

○鈴木主任 配車予約は済んでおります。御自宅にお迎えに上がるかどうかは、また各委員さんと話をさせていただければと思います。

○大久保教育長 役所出発ではなくて、回ってもらうということ。

○鈴木主任 御自宅にお迎えに上がって、それから役所から向かうか、話し合いで決めます。

○大久保教育長 そういうことですが、大丈夫ですか。

また、後ほど御案内差し上げるということですね。

今、教育総務課からの説明で何か不明な点がありましたらお受けします。

(発言する者なし)

○大久保教育長 ないようであれば、次に学校教育課のほうに移ります。

学校教育課、辻主幹のほうからアクションプランは最後で。

○佐藤次長 では、私のほうから新型コロナウイルス感染拡大防止に係る学校の対応について、簡単にお話をさせていただきます。

3月21日をもって、緊急事態宣言が解除されましたが、県内では依然として、児童・生徒の感染者が確認されており、また変異株の事例も多いことから、引き続き注意をしながらやっています。先ほどもお話ししたとおり、卒業式ですとか、校外行事、部活動は制限をしながら段階的にということです。授業の中では、対面、理科の実験、音楽の合唱、リコーダーなどに関しては、やはり制限しながらやっています。現時点では次年度の、例えば修学旅行、運動会などの行事は実施できればと思っておりますが、これも今後の状況を見ながら、場合によっては変更等もあり得るということで新年度スタートしております。

和光市は特に朝のサーモグラフィーの検温など、年間を通してやっております、また4月初もそれは続けようということではございますが、引き続き注意をしながら、学校でも教育活動に取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○大久保教育長 いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 よろしいですか。

では、続いて、学校教育課の辻主幹をお願いします。

○辻主幹 お手元に、令和3年度和光市教育行政アクションプランの資料があると思いま



す。カラー版で教育振興基本計画もあると思います。

先月の教育委員会で策定されました和光市教育振興基本計画、カラーの部分です。その単年度版の教育プランである令和3年度和光市教育行政アクションプランを策定しましたということになります。その内容について説明をします。

こちら、白黒のアクションプランのほうを御覧ください。

まず、6ページをお開きいただけたらと思います。

このアクションプランは、いわゆる5年間の教育振興基本計画をより実効性のあるものとするため、毎年度重点的に行っていく取組を掲げたものです。このアクションプランの構成ですが、3ページ、目次があるかと思いますが、ここにありますように4ページからの前半部分でカラー版の教育振興基本計画の概要を4、5、6ページに盛りました。それから7ページから、今年度の重点を振興基本計画の10の基本施策における分け方で、単年度の指標の目標値、それから今年度特に重点的に行っていくものを示したところです。

それから、15ページまでいきまして、16ページからは、今まで毎年度カラー刷りで、こういうパンフレットを、学校教育行政の重点ということで、これは学校教育課が示したいたものですが、ここの内容を年度当初にこの計画のところに示すことで、4月から一斉にスタートを切れるということで、16ページからはその内容が載っています。16ページから19ページが、いわゆる学校教育の指導の重点になります。

それから、20ページが、こちらのパンフレットにありました教育委員会の組織等の内容について示してあります。

それから、最後のページ、21ページです。これは参考資料として、和光市の基本大綱と第4次和光市総合振興計画の概要を載せたということになります。

6ページにお戻りください。

今後ですけれども、この6ページの真ん中にある図のように、ここは振興計画で示したところですが、いわゆる計画をPDCAサイクルに基づいて進め、教育行政を進めていくということです。位置づけとしては、この白黒のアクションプランが、プランPですね、それに基づいて取り組んでいくことがDと。これまでも行われていた事務の点検評価は、このアクションプランを評価することになりまして、これがC。そして評価でチェックしたことを改善していくAと。このPDCAサイクルを回しながら教育行政を進めていくというふうなことになります。

以上です。

○大久保教育長 ありがとうございます。

今、アクションプランについて説明がありましたけれども、これはそれぞれ年度ごとにこういう取組を推進していきますよということについて、4月初めに各学校の管理職、そして社会教育関係の管理職、全部合同で集めて管理職会議がございますけれども、そこで各課から説明をさせてもらって、今年度の取組はこういう取組ですよということの具体化を図るということでございます。

これまで、アクションプランというものをつくってなかったわけですが、今回基本計画が策定されたことによって、これを具現化するため、実効性あるものとして、その年度年度で取組の内容を明確化するという事になったわけでありまして。その説明でした。

何か御質問ございましたらお受けします。

数値目標に対する達成度も明確に出てきますので、よろしいでしょうか。

そうしましたら、次に生涯学習課のほうから、これは平成版の市史編さんについて説明をお願いします。

○茂呂課長 それでは、資料の和光市史平成版編さん業務進捗状況を御覧ください。

まず、1番の編さん期間につきましては、市史編さんの期日を令和5年3月31日、令和4年度末としており、現在、委託先である株式会社ぎょうせい関東支社と共に編さんに取り組んでおります。内容につきましては、A4見開きのカラー版で、約400ページを予定しております。

続きまして、2番、令和2年度の事業実績につきましては、(1)和光市史平成版編さん委員会を3回開催いたしました。そこで編集方針、目次構成、レイアウトの決定や、本文校正・チェック体制の決定を行いました。

(2)の編集委員会につきましては、編さん委員会でいただいた意見を踏まえまして、事業者を主体とした編集に関する委員会、こちらを2回開催いたしました。

(3)市民の方のヒアリングにつきましては、コロナ禍ではございましたが、密を避けた形で11回開催いたしまして、幅広い年代の市民の方々、合計25名から、テーマを決めたヒアリングのほか、市史に残したい事柄についてお話をいただきました。

また、(4)につきましては、市のホームページからリンクしております和光市デジタルミュージアムにおいて、旧和光市史7冊を全てPDF化し、掲載をいたしました。

令和3年度につきましても、和光市史編さん委員会、編集委員会を開催し、本文全体の内容について調整していくとともに、写真等を配置したレイアウト全体を確定してまいりたいと考えております。

市史につきましては、以上でございます。

○大久保教育長 現在の進捗状況について報告がございました。

御質問等はいかがでしょう。

完成まで、あと2年かかるということです。

○茂呂課長 令和4年度末ですので、再来年の今頃になります。

○大久保教育長 令和5年3月31日までが委託期間ですので。

何かございますか。よろしいですか。

○茂呂課長 続きまして、各施設の状況について御報告いたします。

緊急事態宣言の解除を受けまして、図書館につきましては、現在通常どおり、平日は20時までの開館としております。また公民館については、通常の利用時間は21時半までですけれども、当面の間、21時までの利用時間となっております。

新倉ふるさと民家園につきましては、通常の開園としておりますが、感染対策を徹底し、団体の方の見学は10名までといった形にさせていただいております。

以上でございます。

○大久保教育長 宣言解除後の施設の状況です。

よろしいですか。

それでは、スポーツ青少年課からお願いします。

○高橋課長 1点目は、アーバンアクア公園の指定管理者業務です。こちらの選定委員会の状況について、まず報告します。

説明会については、28社が来場庁されました。応募については、単独の業者で4社、共同事業体としまして2社、合計6社が申請されております。明日3月26日金曜日に応募者のヒアリングを行いまして、業者提案の評価、審査、採点を行いまして、決めていく予定になっております。

採点について、最高点を取得した業者が優先交渉権者、また次点の業者、上位2社を確定する予定でございます。優先交渉権者とは仮協定も締結してまいりますが、こちらについては教育委員会の承認が必要となりますので、4月の定例会に議案提出する予定としております。また、承認が得られた場合については、6月の市議会に議案提出させ

ていただきまして、正式な本協定を結ぶ予定です。その後、業者への引継ぎを行いまして、令和3年10月から指定管理に移行してまいります。

2点目といたしまして、進めております広沢複合施設においては、こちらのほうの児童センターと市民プールを建設中でございますが、こちらの施設の設置管理条例案を現在作成しておりますので、4月になりましたら、市民にパブリックコメントと説明会を併せて実施する予定にしております。

なお、工事の進捗は、現在順調に進められているところでございますので、予定どおり令和3年12月オープンに向けて進められております。

また、施設設置管理条例を制定するに当たり、4月5日から5月5日まで市民参加条例に従い、パブリックコメントを実施する予定にしております。説明会については4月17日土曜日、午後2時から市役所の502で行う予定にしております。また動画サイトで見られるように、市役所に来られない方もおられますので、ユーチューブの動画配信を実施する予定でございます。市民の意見を取りまとめて、5月の定例会にて報告をさせていただきますと思います。

3点目としまして、コロナ感染症防止対策の宣言が解除になりましたが、スポーツ施設については、午後9時までの利用を可能とさせていただきました。現在利用を止めております広沢小学校の夜間照明、こちらの利用も再開しております。総合体育館についても、一般の入退館の限定はあるものの、各施設の一般利用も再開しております。小・中学校の体育館については、現在利用を停止しておりますが、小・中学校の入学式が終わる4月8日までは利用を停止させていただきます。9日から再開する予定としております。

また、国有施設におけるテニスコートやグラウンドがありますが、こちらは、国から利用の再開は今はできませんという通知が来ておりましたので、再開をお願いしておりますが、現在も中止となっております。

以上でございます。

**○大久保教育長** ありがとうございました。

スポーツ青少年課から、アーバンアクア指定管理者選定委員会の状況、それと今後の手順について説明がありました。また市民プール、設管条例の状況、パブコメ、説明会実施、そういったことについてのお話でした。

よろしいですか。

それでは、最後に教育総務課から、次回の日程についてお願いします。

○前島次長 それでは、私のほうからは次回の日程を申し上げます。

次回の定例教育委員会につきましては、令和3年第4回定例教育委員会として、4月22日木曜日、1時半から、402号室で行います。

以上でございます。

○大久保教育長 ありがとうございます。

それでは、これもちまして令和3年第3回定例教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後 2時56分

## 第 3 回定例会会議録署名者

教 育 長

会議録署名委員